

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	国民年金基金令等の一部を改正する政令案(仮称)(確定給付企業年金法施行令の一部改正に係る部分)
規制の名称	企業年金基金に係る書面揭示規制
規制の区分	改正(拡充)
担当部局	厚生労働省年金局企業年金・個人年金課
評価実施時期	令和5年5月～6月
規制の目的、内容及び必要性	<p>現行の確定給付企業年金法施行令においては、企業年金基金に対して、その設立時に、基金の名称、事業所の所在地、理事長の氏名及び住所、実施事業所の名称及び所在地並びに設立の認可の年月日を公告しなければならないこととされており、これは官報に掲載して行うほか、各事務所の掲示板に掲示して行うこととされている。また、基金の名称又は事務所の所在地の変更が生じた際にも、同様に公告しなければならないこととされている(※)。</p> <p>当該規制は、官報があるものの、事務所といった特定の場所に国民等が赴くことを前提とするものであり、これらの情報のインターネットでの公表等の義務を課さなければ、将来的にも、特定の場所に赴かなければ国民等は必要な情報を確認できないという状況が継続するものと予測される。</p> <p>(※)企業年金基金の合併又は分割の公告、企業年金基金の解散等の公告及び企業年金連合連合会の行う公告は、同様の方法により行うこととされており、本事前評価の対象にはこれらの規制も含むものである(なお、企業年金連合会は未設立であるため、企業年金連合会が行う公告に係る規制が即座に効力を生ずるわけではない。)</p>
直接的な費用の把握	<p>【遵守費用】 今般、企業年金基金は、必要事項を基金設立時及び変更時にインターネット上で掲載するための対応が必要となる。この点、インターネットを利用してサービスを行う企業年金基金については、基金設立時及び変更時に必要事項のインターネット掲載に対応するために発生する追加の費用(遵守費用)は少額にとどまるものと想定される。なお、インターネットを利用しない形でサービスを行っていることが想定されるような、その事業規模が著しく小さい企業年金基金に対しては、インターネット公表義務を課さないこととする。</p> <p>遵守費用総額としては、1者当たりの単価(作業員1名×2時間×時給2000円)×基金約740=最大296万円程度と考えられる。なお、インターネットから当該事項を閲覧した場合には、事務所に赴くための費用が軽減される。</p> <p>【行政費用】 厚生労働省が企業年金基金に規制の内容を周知・広報を行う必要が生じると想定される。約740者の企業年金基金に、年間30万円の広報費用が見込まれる。なお、当該規制は5年後に見直すことから、5年間広報を行うと仮定すると、150万円の行政費用が生じると見込まれる。</p>
直接的な効果(便益)の把握	※簡素化した評価手法を適用している場合は記載不要
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な影響は想定されない。

費用と効果(便益)の把握	※簡素化した評価手法を適用している場合は記載不要
代替案との比較	※簡素化した評価手法を適用している場合は記載不要
その他の関連事項	事前に業界団体に対し、本件対応により発生する事務負担や費用等について定量的に説明し、議論を行っている。また、事業者への事務負担等を最小限に抑えている。
事後評価の実施時期等	当該規制については、施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。